

## 【待機指示に係る管制方式基準改正 “as published”】

### 1. 状況・背景

2024年3月21日適用の管制方式基準改正で、「待機経路が公示されたフィックス」での待機を指示する場合に、PANS-ATM に準拠した管制用語の“as published”が通報されるようになりました。

### 2. 新旧対照

(Ⅱ) 計器飛行管制方式 6 待機機 (1) 【待機指示】

改正前：

b 待機の指示は次の事項を含むものとする。ただし、当該待機経路が公示されている場合は、(c)以下の事項を省略することができる。

- (a) 待機経路の待機フィックスからの関係方位
- (b) 待機フィックス（待機フィックスが管制承認限界点と同一である場合は省略することができる。）
- (c) 待機フィックスの入方向経路、若しくは入方向経路として使用する無線施設に係る放射方位、コース、ペアリング、航空路又は経路
- (d) 待機経路の出方向距離(DME 使用の場合に限る。)又は分を単位とする飛行時間
- (e) 待機経路の旋回方向（右旋回の場合は省略することができる。）

- ★(フィックス)の(方位)で待機して下さい。  
HOLD (direction) OF (fix).  
〔例〕 Hold southwest of Kagoshima NDB.
- ★(フィックス)まで承認します。(方位)で待機して下さい。  
CLEARED TO (fix), HOLD (direction)

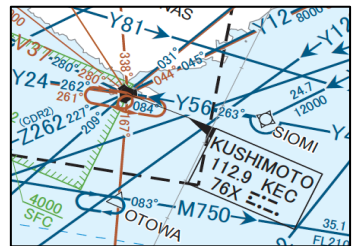
改正後：

b 待機の指示は次の事項を含むものとする。ただし、当該待機経路が公示されている場合は、**公示どおりであることを明示することにより** (c)以下の事項を省略することができる。

- (a)~(e) (略)
- ★**公示どおり**(フィックス)の(方位)で待機してください。  
HOLD (direction) OF (fix) **AS PUBLISHED.**  
〔例〕 Hold southwest of Kagoshima VORTAC **as published.**
- ★(フィックス)まで承認します。**公示どおり**(方位)で待機してください。  
CLEARED TO (fix), HOLD (direction) **AS PUBLISHED.**

### 3. パイロットが理解しておきたいこと

- 1) “as published”の対象となるのは、STAR、計器進入方式、ENROUTE HOLDING POINT※1に公示された待機経路で待機する場合です。  
※1 AIP ENR 3.6 「エンルート待機経路」参照
- 2) 同一フィックスにインバウンドが異なる待機経路が複数公示されたフィックスがあるため、管制方式基準(Ⅱ)6-(1)「(a)待機経路の待機フィックスからの関係方位」と「(b)待機フィックス」は、従来どおり管制官の指示が必要です。



例)KEC VORTAC

Inbound Track	Turn	Controlling Unit
083°	Right	(at or above FL335) Fukuoka ACC
261°	Left	(below FL335) Kobe ACC

- 3) 公示された待機経路がないフィックスでの待機は、管制官から前述の(a)~(e)の指示がありますが、何らかの理由で待機フィックス(b)以外の指示がない場合は、AIP ENR 1.5-1.5.1 にしたがって、標準待機 (standard holding procedure) を行うことになります。

AIP ENR 1.5-1.5.1

公示の待機経路がない場合は、指定された高度を維持し、当該機が当該地点へ飛行してきたコース上で新しい指示を受理するまで標準待機を行うものとする。

If no holding pattern is depicted, he is expected to hold in the standard pattern on the course on which the aircraft approached the fix, maintaining the last assigned altitude.

この「ATC再発見 *Radio Telephony Meeting*」は、JAPAATS 委員会とATCAJ 技術委員会が参加している R/T Meeting で討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。